

### 第 3 章 災害応急対策計画

#### 第 1 節 災害広報・情報提供計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 報道機関、住民等に対する災害情報の提供及び広報活動の実施に関すること。 (広報内容) (1) 気象や火山の異常現象、地震・津波等に関する情報 (2) 管内の被害状況、避難の状況、火災、交通の状況 (3) 電気、ガス、水道等公益事業の状況 (4) 医療、救護に関する情報 (5) 給食・給水の実施状況、衣料品、生活必需品等の供給状況 (6) 住民の心得等民生の安定及び社会秩序の保持のため必要とする事項 (7) その他状況に応じて必要な広報を実施する。 2 災害報道記事及び写真の収集に関すること。 3 安否情報の照会に関すること。
関 係 各 課	1 災害情報及び被害状況等の収集・整理を行い、災害広報情報として地域政策課へ提供すること。 2 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する情報を地域政策課へ提供すること。

#### 第 2 節 避難対策計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 災害対策基本法第 60 条第 4 項の規定に基づく市町長からの避難勧告等の報告の受理に関すること。 2 災害対策基本法第 60 条第 6 項の規定に基づく市町長の避難勧告等の知事による代行に関すること。 3 災害対策基本法第 61 条の 2 の規定に基づく市町の避難勧告等に伴う所掌事務に係る助言に関すること。 4 広域災害で大規模な避難、立退移送を要し、市町において措置できないときの支援に関すること。 5 市町からの避難者移送に関し、応援要請があった場合における関係機関に対する要請等に関すること。
総 務 課	1 道有施設の緊急利用に関すること。
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課 八 雲 地 域 保 健 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法が適用された場合の避難所設置についての支援に関すること。
社 会 福 祉 課	1 社会福祉施設等の状況の把握に関すること。
建 設 管 理 部	1 災害対策基本法第 61 条の 2 の規定に基づく市町の避難勧告等に伴う所掌事務に係る技術的に可能な範囲での助言に関すること。
( 建 設 管 理 部 ) 建 設 指 導 課	1 応急仮設住宅の建設に係る技術指導、被災者に対する公営住宅、民間賃貸住宅の情報提供に関すること。

### 第3節 応急措置実施計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 災害情報・被害状況の取りまとめに関すること。 2 災害対策地方本部（又は地方連絡本部）の設置・運営に関すること。 3 地方本部員会議の開催に関すること。 4 応急措置の実施に係る各班との連絡調整に関すること。 5 災害対策基本法第68条の規定に基づく市町長からの要請に応じた知事の応援又は災害応急対策の実施に関すること。 6 災害対策基本法第71条第1項の規定に基づく知事の従事命令、協力命令、保管命令等に関すること。 7 災害対策基本法第72条の規定に基づく知事の応急措置の実施についての指示等に関すること。 8 災害対策基本法第73条の規定に基づく知事による市町長の応急措置の代行に関すること。
総 務 課	1 被災地視察及び災害見舞いに関すること。 2 庁用自動車の運行に関すること。 3 災害時の通信の確保及び運用に関すること。 4 道職員及びその家族の安否確認及びり災状況調査に関すること。
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課 八 雲 地 域 保 健 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法に基づく応急救助に関すること。
関 係 各 課	1 災害対策基本法第70条第1項及び第3項の規定に基づく応急措置の実施等に関すること。

#### 第1 災害対策基本法に基づく応急措置

##### 1 応急措置の実施

道及びその所轄の下に行動する道の委員会等は、道内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、関係法令及び道地域防災計画の定めるところに基づき、その所掌事務に関する応急措置を速やかに実施するとともに、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう努めるものとする。この場合、知事（総合振興局長又は振興局長）は、必要に応じて、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができるものとする。この場合、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

##### 2 従事命令等

総合振興局長又は振興局長が次の(1)から(6)までの事項について応急措置を実施するため特に必要と認める場合において、災害対策基本法第71条第1項の規定に基づく従事命令等を発し、施設、物資等を管理し、使用し、若しくは利用し、又は立入検査させ、又は報告を求めるときの手続等は別表のとおり。

- (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
- (2) 施設及び設備の応急の復旧
- (3) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生
- (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (5) 緊急輸送の確保
- (6) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置

## 従事命令等の実施手続

命令等の種類	権限の内容	対策	手続	関係条文
従事命令	災害応急措置に関する業務に従事させること。	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者	公用令書（別表第1号、4号、5号様式）の交付	基本法第71条第1項、第50条第1項、救助法第7条、救助法施行令第4条
協力命令	災害応急措置に関する業務に協力させること。	応急措置を要する者及びその近隣の者	公用令書（別表第1号、4号、5号様式）の交付	基本法第71条第1項、第50条第1項、救助法第8条
保管命令収用	保管を命じ、又は収用すること。	物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資	公用令書（別表第2号、3号、4号、5号様式）の交付	基本法第71条第1項、第50条第1項、救助法第9条
管理	管理すること。	病院、診療所、助産所、旅館、飲食店	公用令書（別表第3号、4号、5号様式）の交付	基本法第71条第1項、第50条第1項、救助法第9条、救助法施行令第26条
使用	使用すること。	土地、家屋若しくは物資	公用令書（別表第3号、4号、5号様式）の交付	基本法第71条第1項、第50条第1項、救助法第10条
立入検査	職員に立入検査をさせること。	施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所	①管理に対する事前通知 ②防災立入検査票（別表第6号様式）の携帯（請求により提示）	基本法第71条第1項、第50条第1項、救助法第10条
報告要求	必要な報告を取ること。	物資を保管させた者		基本法第71条第1項、第50条第1項、救助法第10条

別表第1号様式

従事第 号	公 用 令 書  住 所 氏 名  災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。  平成 年 月 日  処分権者 北海道知事	印
従事すべき業務		
従事すべき場所		
従事すべき期間		
出頭すべき日時		
出頭すべき場所		
備 考		

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表第2号様式

従事第 号	公 用 令 書  住 所 氏 名  災害対策基本法第71条に基づき、次のとおり、物質の保管を命ずる。  平成 年 月 日  処分権者 北海道知事	印		
保管すべき物質の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表第3号様式

管理第 号	<p style="font-size: 24px; margin: 0;">公 用 令 書</p> <p style="margin: 0;">住 所</p> <p style="margin: 0;">氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">土地 管理</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">家屋 を 使用 する。</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">施設 収用</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">物資</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 400px;">処分権者 北海道知事</p> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">印</div>																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">数 量</th> <th style="width: 12.5%;">所在場所</th> <th style="width: 12.5%;">範 囲</th> <th style="width: 12.5%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引渡月日</th> <th style="width: 12.5%;">引渡場所</th> <th style="width: 12.5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>									名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考																																								
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考																																																	

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表第4号様式

変更第 号	<p style="font-size: 24px; margin: 0;">公 用 変 更 令 書</p> <p style="margin: 0;">住 所</p> <p style="margin: 0;">氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 400px;">処分権者 北海道知事</p> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">印</div>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 100%;">変 更 し た 処 分 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 60px;"> </td> </tr> </tbody> </table>									変 更 し た 処 分 の 内 容	
変 更 し た 処 分 の 内 容										

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表第5号様式

取消第 号  公 用 取 消 令 書  住 所 氏 名 災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる  処分を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 平成 年 月 日  <div style="text-align: right;">                     処分権者 北海道知事 <span style="float: right;">印</span> </div>
---

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表第6号様式

(表)

No. _____  <div style="text-align: center;">                     防 災 立 入 検 査 票                 </div> 所 属 職 名 氏 名  <div style="text-align: right;">                     年 月 日生                 </div> 上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。 平成 年 月 日交付  <div style="text-align: right;">                     北海道知事 <span style="float: right;">印</span>                      交付責任者 <span style="float: right;">印</span> </div>	6cm
9cm	

注 意

- 1 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
- 2 本票は 年 月 日まで有効とする。
- 3 本票は有効期限が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
- 4 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

#### 第4節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

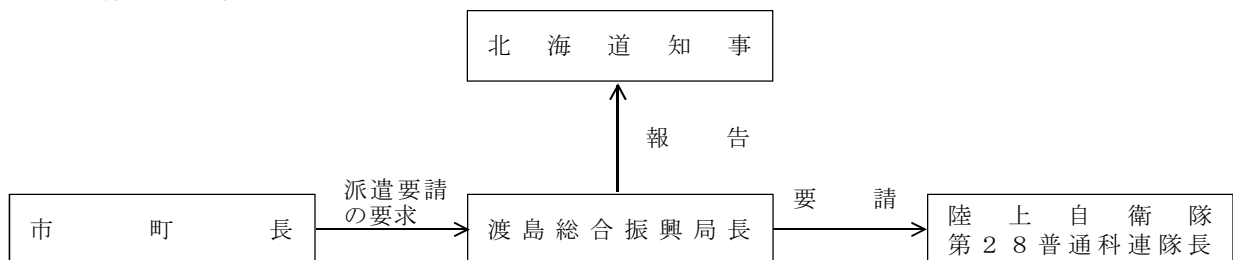
担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産を保護するために必要がある場合における自衛隊の派遣の要請に関すること。 2 市町の行う派遣部隊の受け入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等の調整に関すること。 3 自衛隊との情報収集、連絡体制の確立に関すること。

##### 第1 派遣要請先

指定部隊等の長	担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号
陸 上 自 衛 隊 第28普通科連隊長	第 3 科	函館市広野町6-18 (函館駐屯地)	0138-51-9171 (内線：237、239)

##### 第2 要請手続

- 1 市町長等は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に依頼する。また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。
  - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
  - イ 派遣を希望する期間
  - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - エ 派遣部隊が展開できる場所
  - オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- 2 要請権者は前項により派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は、速やかに部隊等の派遣を要請するものとする。
- 3 市町長等は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。  
但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記（1）の手続きを行うものとする。
- 4 派遣部隊の撤収要請手続については、（1）（2）に準じて行うものとする。この場合、撤収を要請する理由及び撤収要請日時を明らかにするものとする。
- 5 自衛隊の災害派遣を要請した場合、総合振興局長は速やかに知事（総務部危機対策局危機対策課）に報告するものとする。撤収要請を行った場合も同様とする。
- 6 派遣要請系統



##### 第3 受入体制

市町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう市町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

#### 第4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

#### 第5節 広域応援計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく、広域応援対策の実施に関すること。 2 被災市町村への職員派遣に関すること。

被災市町村への職員派遣については、「災害時における市町村支援職員の派遣に関する要領」の定めるところによる。

#### 第6節 ヘリコプター等活用計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 北海道消防防災ヘリコプターの活用に関すること。 2 関係機関の活動状況の情報収集に関すること。

北海道消防防災ヘリコプターの運航要請については、次に定めるところによる。

##### 第1 運航体制

消防防災ヘリコプターは、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより運航する。

##### 第2 応援要請の要件

災害が発生し、又は発生するおそれがある市町村の長（消防一部事務組合の管理者を含む）は、次の各号に該当する場合、知事に対しヘリコプターによる応援活動を要請する。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害が発生した市町村の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

##### 第3 要請方法

市町村から知事（危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかに ファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号（第4条関係））を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項



#### 第4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室  
〒007-0880 札幌市東区丘珠755番地11  
TEL: 011-782-3233  
FAX: 011-782-3234  
道防災行政無線: 6-210-39-897, 898

#### 第5 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

- (1) 災害応急対策活動
  - ア 被災状況の偵察、情報収集活動
  - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動
  - ア 傷病者、医師等の搬送
- (3) 救助活動
  - ア 中高層ビル等の火災における救助・救出
  - イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出
  - ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出
- (4) 火災防御活動
  - ア 空中消火
  - イ 偵察・情報収集
  - ウ 消防隊員、資機材等の搬送
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) その他

#### 第6 救急患者の緊急搬送手続き等

- (1) 依頼病院等
  - ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策室危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、救急患者の緊急搬送情報伝達票（様式第1号）によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。
  - イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。
  - ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。
- (2) 市町村等
  - ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請するものとする。

この場合における要請は、電話により行うとともに、上記様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。
  - イ 市町村等は依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。
  - ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行うものとする。
  - エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

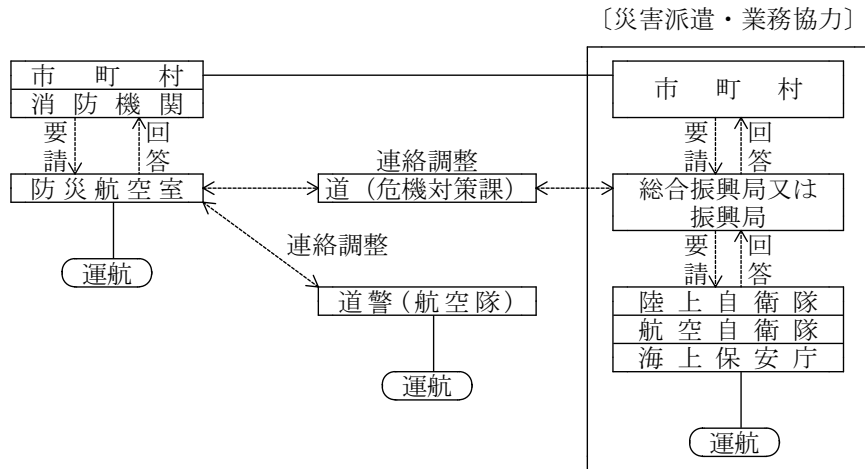
- ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。
- イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係振興局にその旨を連絡するものとする。  
また、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し必要な情報を提供するとともに、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、上記機関に対しヘリコプターの出動を要請する。
- ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(4) 付添人の搭乗

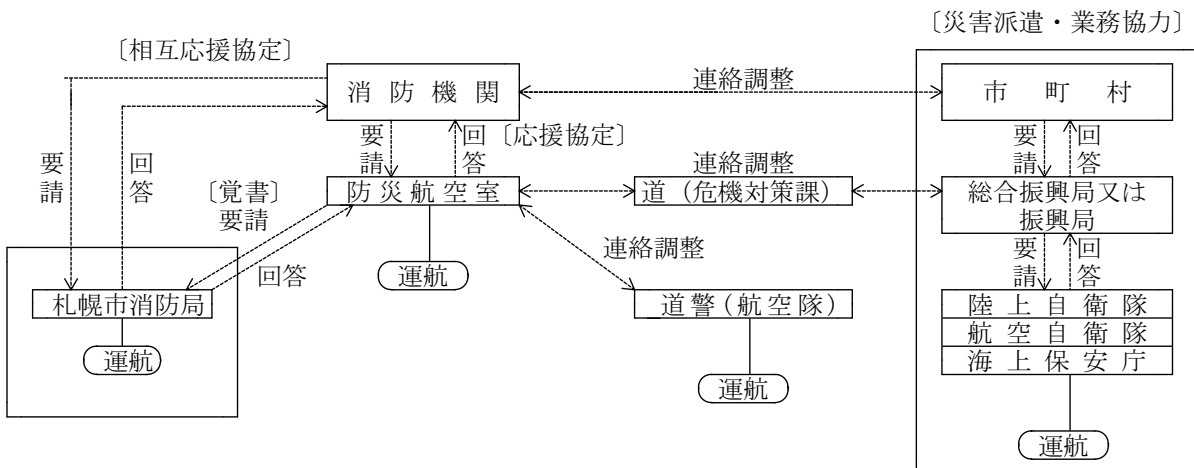
- 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができる。  
この場合において、付添人はあらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

# 消防防災ヘリコプターの運航系統

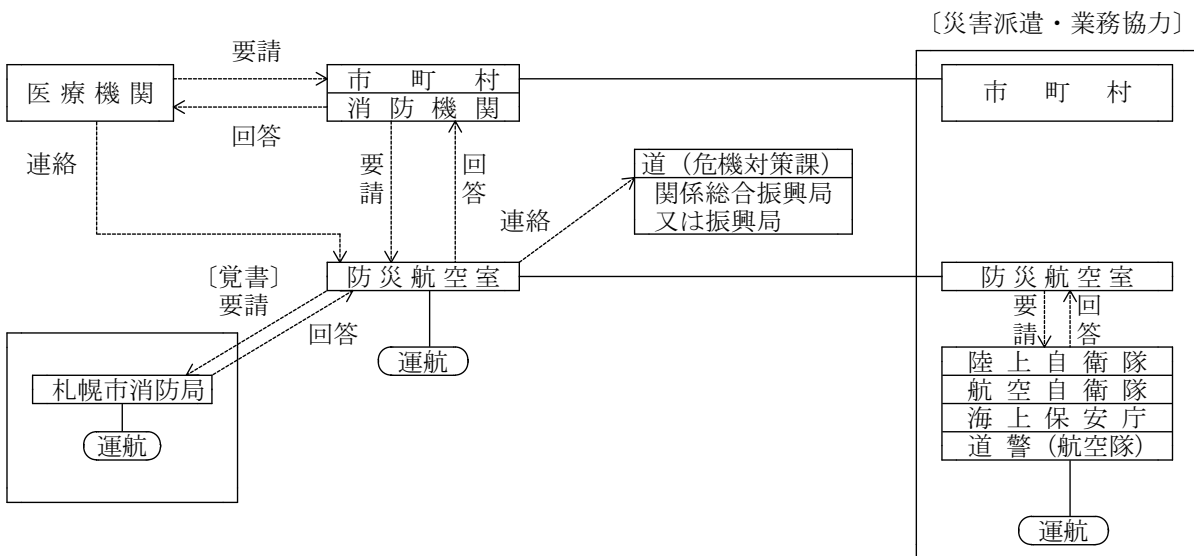
## ◇ 防災関係業務



## ◇ 消防関係業務



## ◇ 緊急患者の搬送



第7節 救助救出計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 市町、警察等、救助実施機関及び実施機関相互の連絡調整を行うとともに、必要に応じ自衛隊等 防災関係機関の要請に関すること。
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課 八 雲 地 域 保 健 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法が適用された場合の被災者の救出に係る支援に関すること。

第8節 医療救護計画

担 当	業 務 内 容
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課 八 雲 地 域 保 健 室 企 画 総 務 課	1 被災市町の医療及び助産活動の支援に係る関係機関との連絡調整に関すること。 2 災害救助法が適用された場合の医療及び助産の実施に関すること。 3 避難所の設置が長期間にわたる場合の避難所の救護センターの併設に関すること。 4 災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班の派遣に関すること。 5 必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣要請及び調整に関すること。 6 医薬品、衛生材料及び医療器具のあっせん、確保に関すること。
保 健 行 政 室 健 康 推 進 課 八 雲 地 域 保 健 室 健 康 推 進 課	1 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む。）を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導の実施に関すること。

第9節 防疫計画

担 当	業 務 内 容
保 健 行 政 室 健 康 推 進 課 八 雲 地 域 保 健 室 健 康 推 進 課	1 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するための感染症法に基づく防疫措置の実施に関すること。 2 市町が実施する防疫に関する業務の指導・支援及びその総合調整に関すること。 3 検病調査等に係る検病調査班の編成に関すること。 4 感染症予防上、市町における災害の規模、態様に応じた各種指示・命令に関すること。 5 感染症予防上の予防接種の実施に関すること。 6 指定避難所等の清潔方法の指導に関すること。
農 務 課 家 畜 保 健 衛 生 所	1 家畜防疫対策に関すること。

### 第10節 災害警備計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 災害情報の収集に関すること。 2 市町及び関係機関との連絡調整に関すること。

### 第11節 交通応急対策計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 災害時における交通確保についての関係機関との連絡調整に関すること。 2 応急対策に必要な物資に係る輸送等の緊急通行車両の確認に関すること。
商工労働観光課	1 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、市町等からの要請があった場合のあっせん及び調達に関すること。
建 設 管 理 部 維 持 管 理 課	1 国の道路管理者や河川管理者との連絡調整に関すること。
建 設 管 理 部 維 持 管 理 課、 道 路 課、 治 水 課	1 道道及び道河川に係る実態の把握、応急対策及び交通の確保に関すること。

### 第12節 輸送計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送等のため必要な場合における関係機関に対する輸送の協力要請に関すること。
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課 八 雲 地 域 保 健 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法が適用された場合の輸送等の維持、確保に関すること。
建 設 管 理 部 維 持 管 理 課、 道 路 課	1 道道及び道河川の被害状況の把握、応急対策の実施並びに輸送路の確保に関すること。

### 第 1 3 節 食料供給計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 食料の供給を必要とする被災市町の実態を把握し、その対策について関係機関との連絡調整に関すること。
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課 八 雲 地 域 保 健 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法が適用された場合の食品の給与及び応急炊き出しの実施に係る支援に関すること。
商 工 労 働 観 光 課	1 市町での調達が困難な場合における調味料、副食等のあっせんに関すること。
農 務 課	1 被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する主要食料の確保及びあっせんのうち、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく災害救助法上の米穀の引き渡しに関すること。

### 第 1 4 節 給水計画

担 当	業 務 内 容
保 健 行 政 室 生 活 衛 生 課 八 雲 地 域 保 健 室 生 活 衛 生 課	1 給水施設の被害状況を把握し、他関係機関と連絡調整を行い、次の事項を実施する。 (1) 隣接市町に対する応援給水の指導 (2) 応急給水所の設置(水源の確保)の指導 (3) 応急、復旧工事の技術的指導 (4) 給水源の衛生及び消毒法の指導 (5) 災害救助法が適用された場合の飲料水の供給について指導を行う。 2 復旧資機材のあっせん、給水開始の指導に関すること。

### 第 1 5 節 衣料、生活必需物資供給計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 衣料・生活必需物資の供給を必要とする市町の実態を把握し、その対策についての関係機関との連絡調整に関すること。
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課 八 雲 地 域 保 健 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法が適用された場合の衣料・寝具その他生活必需品の給与又は貸与についての指導に関すること。
社 会 福 祉 課	1 日本赤十字社に対する災害救助物資の配分要請に係る支援に関すること。
環 境 生 活 課	1 関係機関と連携し、生活必需品に係る物価との監視とその結果の公表に関すること。
商 工 労 働 観 光 課	1 市町長の要請に基づく生活必需物資のあっせんに関すること。

第 16 節 石油類燃料供給計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 災害時における石油類燃料についての市町等からの情報収集に関する こと。（商工労働観光課との情報共有を含む。）
商工労働観光課	1 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に関する こと。 2 災害時における石油類燃料についての市町長等からの要請に基づ く あつせん及び調達に関すること。（地域政策課との情報共有を含む。）

第 17 節 電力施設災害応急計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 停電情報の収集・応急対策の連絡調整に関する こと。 （商工労働観光課との情報共有を含む。）
商工労働観光課	1 電力施設の被害状況調査及び復旧対策の連絡調整に関する こと。 （地域政策課との情報共有を含む。）

第 18 節 ガス施設災害応急計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 ガス関係（都市ガス・L P ガス）に係る供給停止等の情報収集及び 応急対策 の連絡調整に関すること。（商工労働観光課との情報共有を含む。）
商工労働観光課	1 ガス関係（都市ガス・L P ガス）に係る被害状況調査及び復旧対策 の連絡 調整に関すること。（地域政策課との情報共有を含む。）

第 19 節 上下水道施設対策計画

担 当	業 務 内 容
保 健 行 政 室 生 活 衛 生 課 八 雲 地 域 保 健 室 生 活 衛 生 課	1 上水道の被害調査及び応急復旧対策の指導に関する こと。
建 設 管 理 部 地 域 調 整 課	1 下水道の被害調査及び応急復旧対策の指導に関する こと。

第20節 応急土木対策計画

担 当	業 務 内 容
農 村 振 興 課	1 農地、農業用施設及び保全施設の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。
建 設 管 理 部 道 路 課、治 水 課	1 所管する道路、河川及び海岸などに係る応急対策及び応急復旧対策の実施に関すること。
建 設 管 理 部 地 域 調 整 課	1 被災市町の土木施設の応急復旧対策に係る連絡調整及び技術指導に関すること。 2 建設業協会との協定に基づく関係事業者への協力要請に関すること。
林 務 課 森 林 室 森 林 整 備 課	1 所管する林道、治山施設に係る応急対策及び応急復旧対策の協力要請に関すること。
水 産 課 建 設 管 理 部 治 水 課	1 漁港等の施設に関する応急等災害復旧に関すること。

第21節 被災宅地安全対策計画

担 当	業 務 内 容
建 設 管 理 部 建 設 指 導 課	1 市町からの支援要請を受けた場合の都市計画課（本庁）及び要請市町との連絡調整に関すること。

第22節 住宅対策計画

担 当	業 務 内 容
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課 八 雲 地 域 保 健 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）についての指導及び被災住宅の応急修理の援助指導に関すること。
建 設 管 理 部 建 設 指 導 課	1 住宅対策を必要とする市町の実態の把握、関係機関との連絡調整に関すること。 2 災害公営住宅の建設、補修に関すること。 3 建築基準法による建築制限、確認手数料の減免措置に関すること。 4 災害住宅融資の調整及び指導に関すること。 5 応急仮設住宅の建設に係る技術指導、被災者に対する公営住宅、民間賃貸住宅の情報提供に関すること。
林 務 課	1 建築資材等のあっせん、調達に関すること。
函 館 高 等 技 術 専 門 学 院	1 被災市町の住宅復旧の協力に関すること。



第23節 被災建築物安全対策計画

担 当	業 務 内 容
環 境 生 活 課	1 「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」に基づく対策の指導等に関する事。
建 設 管 理 部 建 設 指 導 課	1 「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づく被災建築物の応急危険度判定活動に関する事。

第24節 障害物除去計画

担 当	業 務 内 容
建 設 管 理 部 維 持 管 理 課、 道 路 課、治 水 課	1 管理する道路、河川及び海岸の障害物の除去に関する事。

第25節 文教対策計画

担 当	業 務 内 容
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課 八 雲 地 域 保 健 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法が適用された場合の学用品の供与に関する事。
教 育 局 企 画 総 務 課	1 学校被災状況の把握、関係機関との連絡調整に関する事。 2 学校施設の確保及び復旧対策に関する事。 3 教職員の確保に関する事。
教 育 局 企 画 総 務 課 教 育 支 援 課	1 災害時における各学校での職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等の体制整備に関する事。 2 授業料等の減免、修学制度の活用援助に関する事。
教 育 局 教 育 支 援 課	1 児童生徒等の安全確保に関する事。 2 特別教育計画に基づく授業の確保に関する事。 3 給食施設が被災した場合の学校給食等の措置に関する事。 4 学校が、り災者収容施設として使用される場合の衛生管理対策に関する事。 5 文化財の保全及び復旧に関する事。

第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

担 当	業 務 内 容
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課 八 雲 地 域 保 健 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法が適用された場合の行方不明者の捜索及び遺体の処理、埋葬の実施に係る支援に関する事。 2 災害救助法が適用された場合の遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案について、日赤北海道支部との調整に関する事。

第 27 節 家庭動物等対策計画

担 当	業 務 内 容
環 境 生 活 課	1 市町が行う被災地の家庭動物等の取り扱いに係る助言に関する事 2 市町から応援要請のあった家庭動物等の保護・収容に関する人員の派遣、資機材の幹あっせん等に関する事（本庁への経由事務）。 3 住民等に対する逸走犬等の収容についての周知に関する事。
農 務 課 家畜保健衛生所	1 家畜の保護を実施する上での関係機関との協力に関する事。

第 28 節 応急飼料計画

担 当	業 務 内 容
農 務 課	1 市町長の要請に基づく、応急飼料のあっせんの要請に関する事。

第 29 節 廃棄物処理等計画

担 当	業 務 内 容
環 境 生 活 課	1 市町が行う被災地における廃棄物等の処理に係る指導・助言に関する事。 2 市町長から廃棄物の処理に関する要請があった場合の必要となる人員の派遣、資機材のあっせんに関する事。

第 30 節 防災ボランティアとの連携計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 防災ボランティアの総合調整に関する事
社 会 福 祉 課	1 福祉援護ボランティアに係る連絡調整に関する事。

第 31 節 労務供給計画

担 当	業 務 内 容
商工労働観光課	1 労務者を必要とする被災市町の実態の把握や関係機関との連絡調整に関する事。 2 市町長が災害応急対策の実施に必要な労務者を当該市町が所管する公共職業安定所長に求人申込みする際の助言・指導を行う事。

### 第32節 職員応援派遣計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 災害応急対策又は災害復旧対策のため、必要がある場合における指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、内閣総理大臣又は他府県の知事等に対する職員の派遣又はあつせんの要請に関すること。
総 務 課	1 職員の派遣に関すること。

### 第33節 災害救助法の適用と実施

担 当	業 務 内 容
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課 八 雲 地 域 保 健 室 企 画 総 務 課	1 応急救助計画の作成並びに実施に関すること。 2 災害救助法に基づく従事命令等の行使と公用令書の交付に関すること。 (保健行政室企画総務課のみ) 3 市町における災害救助法に基づく応急救助の実施指導に関すること。

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次のとおり。

#### 第1 実施体制

災害救助法による救助の実施は、知事（総合振興局長又は振興局長）が行う。

但し、市町村長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

#### 第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、別表に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

#### 第3 適用手続

##### 1 市町村

- (1) 市町村長は、当該市町村における災害が災害救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を該当市町村の区域を所管する総合振興局長又は振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市町村長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに総合振興局長又は振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

##### 2 北海道

総合振興局長又は振興局長は、市町村長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、総合振興局長又は振興局長からの報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、総合振興局長又は振興局長を経由して、当該市町村に通知するものとする。

また、知事は、災害救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

## 第4 救助の実施と種類

### 1 救助の実施と種類

知事は、災害救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	1か月以内	市町村
学用品の供与	教科書等 1か月以内 文具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
死体の捜索	10日以内	市町村
死体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

### 2 救助に必要とする措置

#### (1) 従事命令

総合振興局長又は振興局長は、救助を行うため特に必要があると認めた場合は、次の者に従事命令をもって救助に関する業務に従事させることができる。

- ア 医師、歯科医師又は薬剤師
- イ 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
- ウ 土木技術者又は建築技術者
- エ 大工、左官又はとび職
- オ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- カ 鉄道事業者及びその従業者
- キ 軌道経営者及びその従業者
- ク 自動車運送事業者及びその従業者
- ケ 船舶運送業者及びその従業者
- コ 港湾運送業者及びその従業者

#### (2) 協力命令

総合振興局長又は振興局長は、救助を行うため特に必要と認めた場合は救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 保管命令等

総合振興局長又は振興局長は、救助を行うため特に必要と認めた場合は、病院、診療所、助産所、旅館、飲食店を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

(4) 立入検査

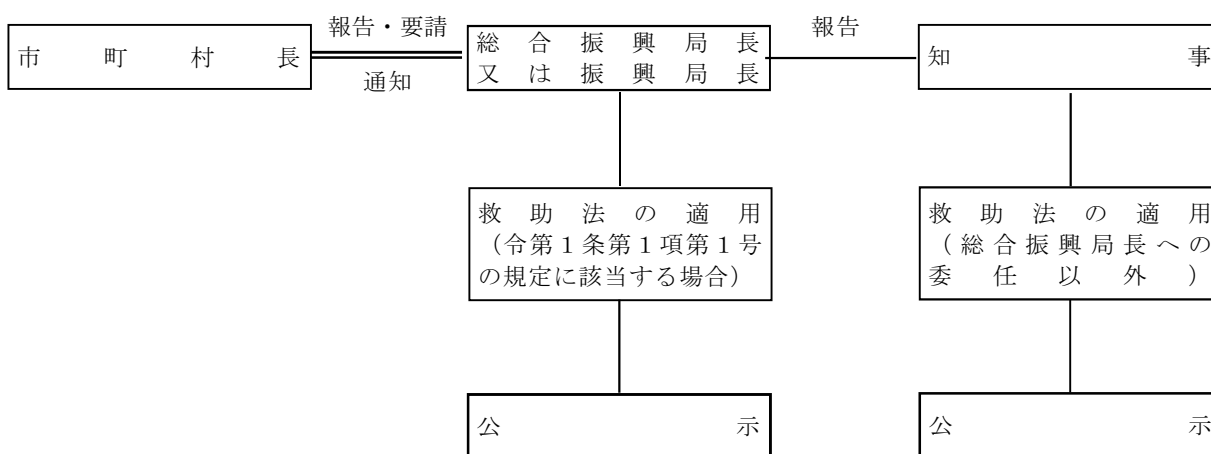
総合振興局長又は振興局長は、前項の目的のため必要がある場合は、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

ただし、これらの目的のため立ち入る場合は、あらかじめその旨を当該管理者に通知し、かつ、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

(5) 従事命令等の実施

従事命令を発し救助を実施する場合は、別に定める公用令書等を交付して行うものとする。

### 第5 手続系統図



### 第6 公用令書等

従事命令等に要する公用令書等は別記第1号様式から別記第5号様式である。

別記第1号様式

(その1)

第 号	公 用 令 書	年 月 日
	住所 (所在地)	
	氏名 (法人その他団体に ついてはその名称)	
次のとおり保管を命じます。		
1	保管すべき物資の種類	
2	保管すべき物資の数量	
3	保管すべき物資の所在場所	
4	保管の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
5	保管の場所	
	北海道知事	印
	教 示	
1	この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に審査請求をすることができます。	
2	この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	
----- (切り取り線) -----		
第 号	受 領 書	年 月 日
北海道知事	様	
	住所 (所在地)	
	氏名 (法人その他団体に ついてはその名称)	印
次の令書を受領しました。		
	公用令書 (	年 月 日交付)

注 収用、管理、使用の場合も上記に準ずる。

別記第1号様式

(その2)

第 号	変 更 令 書 取 消
	公 用
	住所 (所在地)
	氏名 (法人その他団体に ついてはその名称)
年 月 日第 号	による保管命令を次のとおり 変更します。 取り消します。
1	保管すべき物資の種類
2	保管すべき物資の数量
3	保管すべき物資の所在場所
4	保管の期間 年 月 日から 日間 年 月 日まで
5	保管の場所 年 月 日
	北海道知事 印
	教 示
1	この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に審査請求をすることができます。
2	この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1)による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
----- (切り取り線) -----	
第 号	受 領 書
	年 月 日
北海道知事	様
	住所 (所在地)
	氏名 (法人その他団体に ついてはその名称) 印
次の令書を受領しました。	
公用 変 更 取 消 令 書 ( 年 月 日 交 付 )	

注1 取用、管理、使用の場合も上記に準ずる。

2 保管命令を取り消す場合は、教示の事項を消して使用すること。

別記第2号様式

強 制 物 件 台 帳

公 用 令 書 交 付	年 月 日
	第 号 称)

所有者 住所 (所在地)  
氏名 (法人その他団体についてはその名

印

占有者 住所 (所在地)  
氏名 (法人その他団体についてはその名称)

保管すべき物資の 種類、数量	
保管すべき物資の 所在場所	
保管を命じた期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
保管を命じた場所	

損失補償の 区分	金 額	損失補償 請求書	損失補償 年月日	備 考

注 収用、管理、使用の場合も上記に準ずる。



別記第3号様式

(その1)

第 号	公 用 令 書 協 力	居住又は就業の場所 職 業 氏 名 年 月 日生
上記の者は、次のとおり救助に <sup>従事</sup> 協力することを命じます。		
従事すべき救助業務		
従事すべき場所		
従事すべき期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
出頭すべき日時及び場所		
年 月 日	北海道知事 印	
教 示		
1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に審査請求をすることができます。		
2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。		
----- (切り取り線) -----		
第 号	受 領 書	居住又は就業の場所 氏 名 <sup>印</sup>
北海道知事様		
次の令書を受領しました。		
	公用令書（ 年 月 日交付） 協力	
年 月 日	前 後	時 分

注 法人その他団体の場合も、上記に準ずる。

別記第3号様式

(その2)

第 号
公 用 取 消 令 書
居住又は就業の場所
職 業 氏 名
年 月 日生
上記の者の 年 月 日第 号の従事命令を取り消します。
年 月 日
北海道知事 印
----- (切り取り線) -----
第 号
受 領 書
年 月 日
北海道知事 様
居住又は就業の場所
氏 名 <sup>㊞</sup>
次の令書を受領しました。
公用取消令書 ( 年 月 日交付)

注 法人その他の団体の場合も、上記に準ずる。

別記第4号様式

救 助 従 事 者 台 帳  
救 助 協 力 者

公用 令書 交付	年	月	日
	番		号

居住又は就業の場所  
職 業 氏

年 名 月 日生

従事すべき救助業務 協力				
従事すべき場所 協力				
従事すべき期間 協力	年	月	日から 日まで	日間
出頭すべき場所				
出頭すべき日時				
傷病又は死亡した日時				
傷病又は死亡した場所				
傷病又は死亡の原因				
傷病名、傷病の程度及び身体の状況				
扶助金支給基礎額	円			
扶 助 金	扶助金の種類	金額	支年 月 日	給日 備考
扶 助 金				
支 給 欄				
葬 祭 扶 助 金 受 給 者	死亡者との続柄		氏	名
備 考				

(表)

第 号
立 入 検 査 証 票
職 氏 名
災害救助法第 10 条の規定により立入検査を行う者であることを証明します。
年 月 日
北海道知事 印

(裏)

災害救助法（抜粋）
（都道府県知事の立入検査等）
第 10 条 前条第 1 項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
2 都道府県知事は、前条第 1 項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
3 第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定は、前 2 項の場合に準用する。
（指定行政機関の長等の立入検査等）
第 6 条 （略）
2・3 （略）
4 当該職員が第 1 項又は第 2 項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
5 （略）

縦 9センチメートル

横 6センチメートル

別表 市町別災害救助法適用基準世帯数

摘要					適用基準
市 町	人 口 (平成27年 国勢調査)	市町単 独の場 合	被害が相 当広範 围な場 合 (全道2,5 00世帯 以上)	被害が全 道にわた り12,000 世帯以上 の住家が 滅失した 場合等	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。</li> <li>・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。</li> <li>・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算。 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。</li> </ul> <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>
			住宅滅失 世帯数	住宅滅失 世帯数	
函館市	265,979	100	50	市町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
北斗市	46,390	60	30		
松前町	7,337	40	20		
福島町	4,422	30	15		
知内町	4,653	30	15		
木古内町	4,547	30	15		
七飯町	28,120	50	25		
鹿部町	4,226	30	15		
森町	15,946	50	25		
八雲町	17,252	50	25		
長万部町	5,926	40	20		

第34節 積雪・寒冷対策計画

担 当	業 務 内 容
関 係 各 課	1 市町及び関係機関との相互連携に関する事。 2 積雪期における避難所、避難路の確保に関する事。
建 設 管 理 部 道 路 課	1 道路交通の緊急確保を図るため、除雪・防雪・凍雪害防止の体制を強化し、日常生活道路の道路交通確保対策に関する事。
建 設 管 理 部 建 設 指 導 課	1 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に関する事。

第35節 津波災害応急対策計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 津波対策通報等の市町への通報に関する事。 2 津波情報の収集、災害状況の把握及び情報収集に係る沿岸市町や関係機関との連絡調整及び情報共有に関する事。
水 産 課	1 漁業被害の取りまとめに関する事。 2 応急等災害復旧に関する事。
建 設 管 理 部 道 路 課 治 水 課	1 応急等災害復旧に関する事。
建 設 管 理 部 維 持 管 理 課、 治 水 課	1 漁港、海岸等の警戒、潮位の変化等、津波情報の収集及び伝達に関する事。
関 係 各 課	1 不特定多数が出入りする道有施設の安全確保に関する事。